

関稅定率法等の一部を改正する法律案に対する附帶決議

参議院財政金融委員會
令和二年三月二十七日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関稅率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民經濟的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外經濟關係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

二 輸入消費稅の脱稅を目的とした金の密輸入や急増する覚醒劑等の不正薬物の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の關係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

三 最近におけるグローバル化の進展や日米貿易協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、覚醒劑等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び夏季休暇等の積極的な取得に向けた体制づくりを始め職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

四 豚熱の水際での対応、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応等のため、税関における業務処理体制の整備、安全管理の徹底、職員への感染症対策に万全を期すこと。

五 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限を延長しない点につき、我が国と経済連携協定等を締結しない国については、畜産業を始めとする産業保護の観点から、輸入の動向に今後留意すること。

六 とん税及び特別とん税特例措置の創設については、国際基幹航路に就航する外国貿易船の国際戦略港湾への入港数を維持・拡大するという目的を踏まえつつ、税率引下げに伴う政策効果を不断に検証し、今後の適切な措置を検討すること。

右決議する。